

2. パブコメ規則（案）に対する質問・意見と回答・考え方

番号	質問・意見	回答・考え方
1	<p>（第3条関係） 第3条（3）に「町民の生活または事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例、規則（規定を含む）、要綱等の策定または改廃」とある。 条例・・・法律の範囲内で制定するもの。 規則・・・法律に基づき、町長が、法令に反しない範囲で、その権限に属する事務に関して制定するもの。 要綱・・・法令による根拠はなく、町の基本的な内部事務の取扱いについて定めたものであり、法的な拘束力はない。 要綱は、あくまでも内部事務の取扱いに関する決まり事で、あくまで内規である。要綱の改廃まで、パブリックコメントを求める必要性はあるのか。町民の町政への参画の機会の整備は必要とは思いますが、広げすぎてしまうと、スピーディーな行政運営はできなくなってしまうのではないのか。開発指導要綱など特殊な要綱については、（7）の「パブリックコメント手続きを実施する必要があると認められるもの」としてパブリックコメントを実施できるため、あえて、要綱とは謳わなくてもよいのではないのか。 条例改正などは、今でも改正にはかなりの時間を要す。この規則を策定したことにより、条例の制定や改廃が遅れてしまうことのないよう、何を対象とするか（もっと絞った方がよい）については、考慮すべきである。</p>	<p>要綱の中には、町民や事業者など外部に対する手続き等を定めたものがあります。これについては、町民の生活に大きく影響する内容であることから、その策定や改廃に当たり町民の意見を求めることとするものです。 町民生活に大きく影響する事柄について、パブリックコメント手続きを実施し町の考え方を明らかにすることで、説明責任を果たすということにもつながります。 「スピーディーな行政運営」については、すべての要綱を対象としているわけではなく、町民への十分な説明や町民の基本的な理解が必要なものについて（3）として規定していますので、決して広げすぎているわけではありません。 また、「（7）として実施できるため、あえて要綱としなくてもよいのではないのか。」については、その時々で「要綱等はやらなくてもいい」という勝手な解釈によって実施しないということがないように（3）として規定するものであり、（7）は（1）～（6）以外にも必要と認められるものは実施するということを定めたものです。 条例改正に時間を要しているのは、検討や検証の余地があるため時間がかかっているのではないのでしょうか。この規則は、自治基本条例の趣旨を踏まえて策定されるものであり、これに伴って要する時間はいわば「必要とされる時間」であると考えます。</p>
2	<p>（第3条関係） 第3条（4）について パブコメを実施する際、町の考え、方針がある程度固まった（おそらく、完成品に近い）状態の計画等を提示することになると思うが、現在、町が策定している実施計画は、基本計画や大綱に基づいて、より具体的な内容を示す計画となるため、庁議へかけられる状態まで内容を詰めるのにかなりの時間を要しているのが現状である。 行政は、何事も遅すぎると言われがちである。パブコメ手続きの流れを見ると、今までより、半年近くの時間をかけることとなり、必要な時期に、必要な事業を行うことができなくなってしまうのではないのか。 基本構想となるような、基本計画や大綱については、パブコメを実施すべきと考えるが、実施計画などについては、現実的にパブコメを実施することは現実的でない。</p>	<p>総合計画の実施計画は、基本構想、基本計画に基づいて計画期間内に実施予定とする事業を位置づけるものですので、個々の事業について「期間」「事業費」「事業効果」をどのような考えにより位置づけているのかということ、策定時に明らかにする必要があると考えます。策定時の考え方が公になることで、計画期間中の事業変更の際しても、当初想定との社会経済状況の変化などについて説明しやすくなるものと考えます。 毎年度の予算編成を通じて計画の具体化を図る際にパブリックコメント手続きを実施するわけではありませんので、「必要な時期に必要な事業を行うことができなくなってしまう」「流れの中にパブリックコメント手続きを組み込むことが無理なケースが多々おきてしまう」ということは考えられません。 「行政は何事も遅すぎると言われがち」「スピードが求められる」のはよく承知していますが、そのことが実施計画についてはパブリックコメント手続きを省略してもよいということにはつながらないと考えます。 基本構想や基本計画よりも、むしろ実施計画のほうが、町民生活に直接関わりの深いものであることから、説明責任を果たす意味からもパブリックコメント手続きが必要と考えます。 パブリックコメント手続きを実施することで本当に町民に不利益を与えるのであれば、第4条第1項第1号を適用し、どのような理由で不利益を与えることになるのでパブリックコメント手続きを実施しないということを、同第2号による「不実施理由書」を公表することになります。</p>
3	<p>（第3条関係） 第3条（4）の解説にある総合計画には、基本構想、基本計画、実施計画が該当する旨記載してあるが、実施計画については除くべきと考える。 実施計画は、計画期間内に優先的、重点的に実施を予定する事業が位置づけてあり、毎年度の行政運営及び予算編成の指針となるものです。具体的には毎年度の予算編成などを通じ、計画の具体化を図り推進していくものですが、社会経済状況の変化や法律の制定、改正、そして限られた財源との調整の上で、必要に応じて随時、適切に事業の追加、修正を行っています。 予算編成上での政策決定や議会での承認などとの絡みによりやむを得ず実施計画の変更が行われることもあり、現実的にこのような流れの中にパブリックコメント手続きを組み込むことが無理なケースが多々おきてしまうことやスピードが求められる施策実施ができなくなることが予想され、これにより町民に不利益を与えることになってしまうため。</p>	<p>事務事業評価が「町の最終的な評価、方針ではない」ということですが、予算編成時に事業評価シートの内容を考慮していることを考えると、実質的には町の方針としてみることができると考えます。 また、業務改善が目的であれば、自己評価という内部の考えだけでなく、行政サービスを直接受ける町民の意見を聴き、反映させられるものは反映し、考慮できないものは説明して理解を得るといったことが必要不可欠と考えます。 パブリックコメント手続きの対象とすることで、町民が意見に対する町の反応を感じることで、継続的に町政への関心を持つということにつながります。 施策評価、政策評価についても、当然パブリックコメント手続きを実施すべきと考えます。</p>
4	<p>（第3条関係） 第3条（7）の解説に、事務事業評価の公表とあるが、実施した事務事業評価の結果についてのパブコメは適さないと考える。 そもそも、町が実施する事務事業評価は、業務改善が主の目的として実施してきた。そして最終評価は、自己評価であり、町の最終的な評価、方針ではないため、パブリックコメントの対象とすべきではない。しかし、事務事業評価は公表すべきものとする。（町民等からの意見は、パブリックコメントという形をとらずとも、ホームページ等で広く意見を聴取すればよい） なお、施策評価、政策評価は、町としての評価、方針が示されるものであるため、これらを実施した際にはパブコメを実施すべきものとする。</p>	<p>事務事業評価が「町の最終的な評価、方針ではない」ということですが、予算編成時に事業評価シートの内容を考慮していることを考えると、実質的には町の方針としてみることができると考えます。 また、業務改善が目的であれば、自己評価という内部の考えだけでなく、行政サービスを直接受ける町民の意見を聴き、反映させられるものは反映し、考慮できないものは説明して理解を得るといったことが必要不可欠と考えます。 パブリックコメント手続きの対象とすることで、町民が意見に対する町の反応を感じることで、継続的に町政への関心を持つということにつながります。 施策評価、政策評価についても、当然パブリックコメント手続きを実施すべきと考えます。</p>

番号	質問・意見	回答・考え方
5	<p>(第3条関係)</p> <p>第3条(7)の解説に、公共事業用地取得事業とあるが、そもそも公共事業による用地取得は都市計画決定等に伴う、土地収用法に基づくものが大部分であり、ここで表現すべき内容ではない。</p> <p>ツインシティ倉見地区整備事業とあるが、当該地区についてはまだ整備手法も決まっておらずこの時点で表現すべき内容ではない。</p> <p>計画策定において、社会変化や、実効性を考慮し、その計画を3年間とした。この規則に沿って進めた場合、計画の検証ができないまま見直しを進めなければならない状況になってしまう可能性がある。</p>	<p>土地収用法に基づく公共事業用地の取得は、その公共事業自体の決定段階においてパブリックコメント手続や都市計画法に基づく意見聴取がなされていると考えられますので、その例に該当するものに関しては、ここでいう「公共事業用地取得事業」として取り扱わなくてもいいと考えます。</p> <p>ここでいう「公共事業用地取得事業」とは、例えば先般の「(仮称)健康福祉総合センター用地」の取得や「田端スポーツ公園用地」の取得のように、町民への明確な説明や意見聴取が前もって行われないうままに、多額の財政負担を伴う事業用地の取得を実施しようという場合を想定しています。</p> <p>表現が適切でなかったため、解説文の一部を次のように修正します。</p> <p style="text-align: center;">「～、公共事業用地取得事業、～」 ↓ 「～、法令や条例等に根拠規定のない公共事業用地の取得、～」</p> <p>ツインシティ倉見地区整備事業については、町総合計画の実実施計画にも事業名として位置づけがある中で、今ある事業の中で例示として用いたものです。</p> <p>どのような整備手法になるにしても、多額の財政負担を伴って広範囲にわたる面整備を行うことになるのであれば、その事業全体の計画確定に至る過程でパブリックコメント手続を必要とするものであると考えます。</p> <p>また、全体計画の実実施段階においても、その中に位置づけられた事業の詳細な計画過程あるいは事業実施過程において、それぞれパブリックコメント手続を実施する必要があります。</p> <p>これは、個別事業自体が町民生活に重大な影響を与えたり、事業費が膨大であるなどの理由から、町民への十分な説明責任を果たす必要があると考えられるからです。</p>
6	<p>(第6条関係)</p> <p>必要と考えられる資料の中で事業概算金額があるが、町都市マスタープランは、都市計画の方針であり、事業概算金額を示すことができない。このような計画についても示す必要があるのか。</p>	<p>都市マスタープランの全体構想や地域別構想には「～の形成を図ります」「～を整備します」など、具体的な方針が記載されるものと考えます。プランの策定時・改定時において、それらに想定される概算事業費をできる限り記載することにより、資料としてではなくプランの(案)に概算事業費を盛り込むことが可能であると考えます。</p> <p>町の都市づくりの方針を示す計画である以上、計画期間内に投入される概算費用や概ねの事業予定期間、事業効果については、個別計画ほどの精度である必要はありませんが、計画策定・改定にあたり把握しておく必要があると考えます。</p>
7	<p>(第6条関係)</p> <p>第6条において案の公表について謳っているが、案及び公開資料が、相当量に及ぶ場合、その全てを広報等に掲載することは行政効率の面からも不相当と考えられるので、「当該内容の全体を入手する方法等を明示したうえで、当該内容の一部を省略し、公表することができる」と加えたらどうか。</p>	<p>第6条による公表については、広報紙面への掲載について当初から想定しておらず、第3項各号に掲げる場所での閲覧及び配付と町ホームページへの掲載により案や資料を公表します。</p> <p>「相当量」がどの程度なのか判然としませんが、基本的には作成しようとする案や必要と考えられる資料は、その全部を用意することが原則です。パブリックコメント手続を実施することの大前提は「町民に理解してもらうこと」に努めることであり、行政効率がそれに優先することは考えられません。</p> <p>例外として、大判の図面や写真など、容易に印刷できないものやデータ量が膨大なものは、その原本の所在や入手方法を明示して、配付を一部省略することは可能と考えます。</p>
8	<p>(その他)</p> <p>町政への町民参画は、今後の行政運営では必要不可欠なものであるが、今回示された(案)では、かなりの縛りがあり、この規則どおりに実施することは現実的に難しいのではないかと。このとおりの、手順を踏むべきもの(計画や条例等)は多数あるが、この規則の他に、もっと簡易的に町民の意見を聴取する方法もとり入れ、パブコメと併用すべきではないか。</p>	<p>自治基本条例が制定されたにもかかわらず、これまで明確な基準がないことを理由にパブリックコメントが実施されたりされなかったりしてきたことが、今回の規則制定の背景にあるということ、私たち職員はよく認識する必要があります。</p> <p>まず、決まった規則に基づいて継続的に実施して、その状況を踏まえた中で改善について検討すべきであると考えます。</p>
9	<p>(その他)</p> <p>資料4のパブリックコメント手続の流れの中には、議会への報告が入っていないが、これは規定されないのか。</p> <p>通常、議会への素案の説明等が入ってくるが、これには入っていない。手続きとしては不要なのか。</p>	<p>議会は審議の機関なので、手続きとしてはここには入れていません。議会への説明や報告は、必要があればするものであり、この規則の中に「しなければならない」と規定するものではないと考えます。</p>